

### 別記3 スマート農業研修教育環境整備事業

(スマート農業機械等導入事業、スマート農業カリキュラム強化等事業、  
農業者スマート農業リ・スキリング支援事業)

#### 第1 事業の趣旨

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）の実効性を確保するには、農業の構造転換を推進し、農業者の所得向上を図るため、効率的かつ大規模な農業を可能にするスマート農業技術を学べる環境整備が必要である。このため、農業高校や農業大学校等の農業教育機関におけるスマート農業機械等（スマート農業技術が組み込まれた農業用機械、農業用設備等をいう。以下この別記において同じ。）の導入やスマート農業のカリキュラム強化等を支援する。あわせて、現役農業者等がスマート農業技術やその導入基盤となる経営力を強化する手法等（以下第5の3において「技術等」という。）を学び直すことができる教育・研修モデルの創出を支援する。

#### 第2 事業の種類

- 1 スマート農業機械等導入事業
- 2 スマート農業カリキュラム強化等事業（1の事業を実施する場合に限る。）
- 3 農業者スマート農業リ・スキリング支援事業

#### 第3 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下この別記において同じ。）に対し、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に対し、補助金を交付する。

#### 第4 取組主体

- 1 第2の1及び2に掲げる事業の取組主体は、以下の（1）から（5）までに掲げる団体等とする。第2の3に掲げる事業の取組主体は、都道府県（道府県立農業大学校、農業試験場、普及組織等を含む。）又は都道府県を構成員に含む協議会とし、市町村、農業機械メーカー・肥料農薬メーカー等の民間事業者、農業協同組合、農業を営む個人・法人・農業者団体、大学・研究機関等が、取組に参画するよう努めること。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 都道府県、市町村又は民間団体が運営する農業教育機関

(4) 民間団体（特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等）

(5) 協議会等（地方公共団体、取組を行うために必要な知見を有する農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する各種専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務及び会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）

- 2 取組主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修教育（以下この別記において「農業教育」という。）を適切に実施することができる者とする。

また、取組主体は、本事業により導入したスマート農業機械等について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定め

る耐用年数をいう。以下この別記において同じ。)が経過するまでの間、適切な管理を行うことができる者とする。

## 第5 事業内容

### 1 スマート農業機械等導入事業

#### (1) 補助対象となるスマート農業機械等

補助対象は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4農業教育高度化事業の第5の1の規定に基づく農業教育高度化プラン（以下この別記において「高度化プラン」という。）に位置付けられている農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要なスマート農業機械等であって、次に掲げるものとする。

#### ア 研修用スマート農業機械等の導入

取得価格が50万円以上の研修用のスマート農業機械等（アタッチメントを含む。）であって、原則として新品のもの。

また、就農の際に必要な農業知識・技術等の習得を目的とした研修を行う観点から、既に研修機関が所有するスマート農業機械等と同能力のものを再整備するのではなく、より能力の高いスマート農業機械等を選択すること。

#### イ 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組

農業教育機関におけるスマート農業教育を推進するために必要となる農場等に導入する無線LANやタブレット端末等の情報通信機器

#### (2) 補助対象経費・補助率

ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、スマート農業機械等の導入経費とし、補助率は2分の1以内とする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

#### (3) 事業実施計画等の提出

ア 取組主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出する。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画について、取組主体が本事業の実施主体として適当であるか、取組主体により実施予定の研修が効果的なものと認められるか等を審査の上、別紙様式第2号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下この別記において「経営局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下この別記において同じ。）の承認を得るものとする。

ウ 都道府県事業実施計画について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下この別記において「補助金等交付要綱」という。）の別表に定める重要な変更を行う場合は、ア及びイに掲げる手続に準じて行う。

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第3号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請時より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。

オ 全国事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、エに掲げる手続に準じて行う。

#### (4) 補助金の交付等

- ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費に係る補助金を交付する。
- イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。  
国は、取組主体におけるスマート農業を活用する新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該取組主体に予算を配分しない。ただし、スマート農業を活用する新規就農者の就農率が50%以上の場合であって、新規就農者数について現状値から増加させる目標を立てる場合には、この限りでない。  
また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。
- ウ 補助金の交付を受けた都道府県知事は、(3)のイにより承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し補助金を交付する。
- エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の1から3までの事業の実施に関する共通の内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

#### (5) 事業実績等の報告

- ア 取組主体は、事業実績について、別紙様式第1号により事業実績報告を作成し、事業完了の日から1箇月以内に取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に報告するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から3箇月以内に、別紙様式第2号により都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。
- ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、イにより報告を受けた都道府県事業実績報告を基に、別紙様式第3号により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに経営局長に報告するものとする。

## 2 スマート農業カリキュラム強化等事業

### (1) 事業内容

取組主体は、高度化プランの内容を踏まえ、1の事業を実施する場合に限り、以下のア又はイのうち事業実施年度において研修教育機関で実施する必要がある取組を選択して実施することができる。

#### ア カリキュラムの強化

スマート農業機械等の操作、生産管理及び経営管理ツールの活用等、スマート農業技術やそれにより得られるデータ等を今後の農業生産や農業経営に生かすことを目指す実践的なカリキュラムを新たに検討し実施する。

ただし、当該研修教育機関における既存のカリキュラム実施に要する経費は、補助対象としない。

#### イ eラーニングの導入

アの取組を実施するため、対面等で実施するよりも、eラーニングを活用した方が効果的である場合、新たにeラーニングを導入した研修を実施する。また、必要な場合は、民間事業者等の第三者が提供するeラーニングコンテンツ又はサービスを利用できる。

農業教育機関が、eラーニング研修コンテンツを自ら作成し、受講者に提供す

るため、講義等の録画・編集用のカメラ、ソフトウェア、パソコン等の物品が直接必要な場合は、原則としてリース及びレンタル（以下この別記において「リース等」という。）を活用することとし、リース等での対応が困難な場合又はリース等を活用するよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できる。

(2) 補助対象経費及び補助率

ア 本事業の補助対象経費は、別表1に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。

なお、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定のある取組については、本事業の補助対象としない。補助率は定額とする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

(3) 事業実施計画の作成等

ア 都道府県は、高度化プランの内容を踏まえ、取組主体が作成する事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第4号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等の承認を得るものとする。

イ 都道府県事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、アに掲げる手続きに準じて行うものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。

エ 事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱第10の規定に基づく変更等承認申請書にこれを添付するものとする。

(4) 国の補助

ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、事業実施のために必要な経費を補助する。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の1から3までの事業の実施に関する共通の内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

エ 国は、(3)により都道府県から提出された都道府県事業実施計画等を踏まえ、必要に応じて、都道府県又は取組主体に対し、ヒアリング等を行う。

(5) 国は、次のとおり予算を配分する。

ア 国は、取組主体におけるスマート農業を活用する新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該取組主体に予算を配分しない。ただし、スマート農業を活用する新規就農者の就農率が50%以上の場合であって、新規就農者数について現状値から増加させる目標を立てる場合には、この限りでない。

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

(6) 事業実績の報告

ア 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第4号により都道府県事業実績報告を作成し、補助事業完了の日から3箇月以内に、当該都道府県を管轄する地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に

報告するものとする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、アにより報告を受けた都道府県事業実績報告をもとに、別紙様式第5号により全国事業実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに経営局長に報告するものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構及び地方農政局長等は、事業実績の報告後も必要と認めるときには、取組主体に対し、随時、報告を求めることができる。

#### (7) 事業効果の検証等

取組主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証するものとする。また、事業終了後も、研修修了者に対する継続的なフォローアップに努めるものとする。

#### (8) 事業の適切な執行に向けた指導等

ア 取組主体は、本事業で取得した機器・装置等の財産について法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理及び使用するものとする。

イ 都道府県は、高度化プラン及び都道府県事業実施計画において設定した目標等の達成状況が低調な場合には、適切な改善措置を講じるとともに、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業の適切な執行及び本事業で取得した財産の適切な管理等が必要な場合は、都道府県又は取組主体に対して報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行う。

### 3 農業者スマート農業リ・スキリング支援事業

#### (1) 取組内容及び取組主体

現役農業者等に対するスマート農業に係るリ・スキリングモデルを創出する。研修内容は、営農類型に即して体系的にスマート農業技術を習得できるものとし、その導入の基盤となる経営力を強化するための手法を習得できる内容を含めることができる。また、都道府県内の他の地域への波及を見据えた内容とすること。

取組主体は、以下のアからエまでのうち任意の取組を実施する。ただし、ウの(ア)、(イ)又は(エ)のうち1つ以上の取組を必須とする。

##### ア 推進会議の開催

研修計画の具体化、進捗管理、研修後のフォローアップ、事業成果の取りまとめ等を行う推進会議を開催する。

##### イ 研修の実施

都道府県事業実施計画に基づく研修を実施する。

##### ウ 研修環境の整備

以下の(ア)から(カ)までのうち任意の取組により、イの研修の実施に必要な環境整備を行う。

(ア) スマート農業機械等(第5の1の(1)のアを満たすものに限る。)の導入(購入、リース)又は改良

(イ) スマート農業技術を導入するハウスのリノベーション(気密性や保温性の向上など機能強化に必要な改修等に限る。)

(ウ) スマート農業研修のためのほ場の設置(研修の実施に必要なほ場の借上げ、肥培管理等)

(エ) スマート農業研修のためのICT環境の整備

(オ) スマート農業研修コンテンツの作成・利用

(カ) その他研修の円滑な実施に必要な取組（研修の実施に要するデータ収集・分析、受講者の募集や研修情報の発信等に必要なウェブサイトの作成・運営、指導者向け研修の実施、研修効果を把握するための調査等）

エ 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組

農業者等がスマート農業技術を円滑に導入・活用できるよう、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視察等を実施する。

## (2) 補助対象経費

ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、別表 1 に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。

なお、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定のある取組については、本事業の補助対象としない。補助率は定額とする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

## (3) 成果目標

ア 目標年度及び成果指標

目標年度は、事業実施年度の 3 年後とする。成果指標は、スマート農業技術を活用する農業経営体の数とし、基準年度の 125% 以上とする目標を掲げることとする。

イ 達成状況及び予定の報告

取組主体は、別紙様式第 6 号の別添様式第 6 号により、事業実施年度、その翌年度、翌々年度及び目標年度における成果目標の達成状況及び取組実績を作成し、各年度の翌年度の 6 月末日までに都道府県知事へ提出する。

また、取組主体は、同様の様式により、事業実施年度の翌年度、翌々年度及び目標年度における取組予定を作成し、各年度の 6 月末日までに都道府県知事へ提出する。

## (4) 事業実施計画の作成等

ア 都道府県は、高度化プランの内容を踏まえ、取組主体が作成する事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第 6 号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等の承認を得るものとする。

イ 都道府県事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、アに掲げる手続きに準じて行うものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第 7 号により全国事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。

エ 事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱別紙様式第 3 号の変更等承認申請書に添付するものとする。

## (5) 国の補助

ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、事業実施のために必要な経費を補助する。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、第 2 の 1 から 3 までの事業の実施に関する共通の内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局

長の承認を得るものとする。

エ 国は、(4)により都道府県から提出された都道府県事業実施計画等を踏まえ、必要に応じて、都道府県又は取組主体に対し、ヒアリング等を行うものとする。

オ 国は、次のとおり予算を配分するものとする。

(ア) 都道府県知事は、別表2のポイント表によりポイント付けの上、都道府県事業実施計画に記載するものとする。国は、ポイントが高い順に、予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。

(イ) 国費要望額の上限については、都道府県当たり、1,500万円とする。

#### (6) 事業実績の報告

ア 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第6号により都道府県事業実績報告を作成し、補助事業の完了の日から3箇月以内に、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、アにより報告を受けた都道府県事業実績報告をもとに、別紙様式第7号により全国事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに経営局長に報告するものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構及び地方農政局長等は、事業実績の報告後も必要と認めるときには、取組主体に対し、随時、報告を求めることができる。

#### (7) 事業効果の検証等

取組主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証する。また、事業終了後も、研修修了者に対する継続的なフォローアップに努めるものとする。

#### (8) 事業の適切な執行に向けた指導等

ア 取組主体は、本事業で取得したスマート農業機械等の財産について法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理及び使用するものとする。

イ 都道府県は、高度化プラン及び都道府県事業実施計画において設定した目標等の達成状況が低調な場合には、適切な改善措置を講じるとともに、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業の適切な執行及び本事業で取得した財産の適切な管理等が必要な場合は、都道府県又は取組主体に対して報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行う。

#### (9) 留意事項

第6の1に掲げる事項のほか、以下の事項に留意することとする。

ア 研修の実施に当たっては、受講者の健康管理や事故防止に十分配慮することとする。

イ 研修受講者については、現役農業者のほか、学生や就農希望者等を含めることができるものとする。ただし、学生が受講する場合は、当該学生の就職予定先から研修テーマに関する技術等の習得を求められている等、当該技術の活用が見込まれる場合に限る。

ウ 研修の実施や研修コンテンツの作成に当たってのリース等については、第5の2の(1)のイによる。また、本事業により作成した研修コンテンツは、他の農業教育機関や研修施設等に配布するなど、広く活用されるよう努めるものとする。

- エ 施設用地の整地や改良などの整備費は、補助対象としない。
- オ 本事業により導入するスマート農業機械等については、第5の1の(1)のアを準用する。
- カ 取組主体が自ら実施するよりも、第三者が実施した方が高い教育効果や効率性が見込まれるなど合理的・効果的であると認められる場合は、取組主体以外の第三者に本事業の一部を委託できる。
- キ 農業者が受講しやすいよう、実施形態について、研修時期や時間帯（農閑期、土日、夜間）、研修開催方法（eラーニング形式を含むオンライン方式、産地等における出前講座）等に配慮するよう努めるものとする。
- ク 研修内容の検討に当たっては、農業教育又は職業訓練に知見を有する専門家等のほか、新規就農者を雇用している農業経営体、学生、就農希望者、新規就農者等から、研修のニーズ等について、意見を聞くよう努めるものとする。
- ケ 取組主体は、研修受講者が新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努めるものとする。
- コ 農業実習、農業機械操作研修等を実施する場合には、スマート農業機械等による事故を防止する観点から、事前に農作業安全に関する講習を実施するなど研修受講者等の安全確保に配慮することとする。

## 第6 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、以下の点に留意することとする。
  - (1) 取組主体が、自己資金若しくは他の助成によりスマート農業機械等の導入を実施中又は既に終了しているものについては、本事業の補助対象としない。また、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定がある取組についても、本事業の補助対象としないものとする。
  - (2) 農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダー、バックホウ、パソコン、プロジェクタ等）については、補助対象としないものとする。
  - (3) 本事業により導入するスマート農業機械等を効率的に利用するため、当該農業機械等を活用する研修については、年間の研修受講者数を10名以上確保するよう努めるものとする。
  - (4) 本事業により導入するスマート農業機械等は、農業教育の目的のため使用する共同利用の農業機械等であって、農業経営体等の営農活動など研修以外の用途で使用しないものとする。
  - (5) 本事業による導入するスマート農業機械等は、動産総合保険等に参加するものとする。また、施錠可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めるものとする。
  - (6) スマート農業機械等の導入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
  - (7) 取組主体は、スマート農業機械等の利用による事故を防止するため、講習を実施する等研修受講者の安全確保に配慮することとする。
  - (8) 取組主体は、導入したスマート農業機械等について、補助金等交付要綱別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管するものとする。

(9) 本事業により導入するスマート農業機械等を効率的に活用するため、事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育において、本事業により導入したスマート農業機械等を利用できる。

(10) スマート農業機械等をリース導入する場合は、以下の点に留意することとする。

ア リース期間は、法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する助成額（以下この別記において「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」  
÷「耐用年数」）×助成率

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）  
× 助成率

2 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長等は、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。

(1) 都道府県知事は、本事業により導入したスマート農業機械等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し、適切な指導を行う。

(2) 地方農政局長等は、必要に応じ、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。

3 取組主体が、本事業により導入したスマート農業機械等について、効果的な農業研修を実施するため、第三者に貸し付ける場合は、次によるものとする。

(1) 取組主体が、第三者に対し、スマート農業機械等の貸付けを行おうとする場合、あらかじめ取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事及び地方農政局長等に対し、貸付けの目的、貸付けの相手方、貸付期間、貸付方法等について届出を行う。

(2) 貸付けの相手方となる者は、第4の1の(1)から(4)までに掲げる者とし、研修を適切に実施でき、スマート農業機械等を貸付期間中、適切に管理できる者とする。

(3) スマート農業機械等の貸付けに当たっては、取組主体及び貸付けの相手方は、貸付期間、賃借料、貸付期間中のスマート農業機械等の維持管理の方法、目的外使用の禁止等を明記した契約を書面で締結する。

(4) 取組主体が貸付けの相手方から賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体の負担（事業費－補助金等）／当該スマート農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額の範囲内とする。

4 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場

合又は本事業により導入したスマート農業機械等の法定耐用年数が残存する間にスマート農業機械等の農業教育の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告するものとする。

- 5 4により取組主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第7 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この別記において「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下この別記において「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別表1)

補助対象経費

第5の2及び3関係

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体等の事業に参画する者（以下この別記において「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費、宿泊費等の実費とする。</p>
賃 金	<p>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>

専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>専門員等設置費は、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う、実働に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、「作業日誌」等を作成し、当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</p>
スマート農業機械・設備導入費 (注3)	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上の研修用のスマート農業機械等の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p>
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p> <p>スマート農業用機械・設備を除く。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
役務費	<p>取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</p>
委託費	<p>事業の交付目的たる事業の一部（研修・教育コンテンツ等の成果物の作成、データ解析、研修カリキュラムの実施等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。</p>
その他	<p>事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。</p>

(注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。
- 3 農業機械・設備導入費については、第2の3の事業のみ。

## (別表2)

## ポイント表

## 第5の3関係

① 事業に幅広い関係者が参画しているか。 ア 6つ以上の機関等が参画している。 イ 5つの機関等が参画している。 ウ 4つの機関等が参画している。 エ 3つの機関等が参画している。	7 5 3 1
② 事業実施計画書が適切かつ具体的に記載されているか。 ア されている。 イ されていない。	1 不選定
③ 第5の3の取組に新たに取り組む。	17
④ 研修受講者数 受講者の延べ人数。 ア 1,000名以上 イ 500名以上 ウ 300名以上 エ 100名以上	8 6 4 2
⑤ 研修時間 研修時間の合計。 ア 160時間以上 イ 120時間以上 ウ 80時間以上 エ 40時間以上	8 6 4 2
⑥ 実施形態 幅広い農業者等が参加できる実施形態となっているか。 ア 農閑期や夜間に研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。 イ 農閑期や夜間に研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。 ウ オンライン形式による研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。 エ オンライン形式による研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。 オ 産地等における出前講座を実施する。 (ア) 7回以上 (イ) 4回以上 (ウ) 1回以上	3 1 3 1 3 2 1
⑦ 営農類型 別紙様式第6号の別添様式第6号の3の(1)に掲げる営農類型について、 ア 6つ以上取り組む。 イ 5つ取り組む。 ウ 4つ取り組む。 エ 3つ取り組む。 オ 2つ取り組む。	5 4 3 2 1
⑧ 地域の農業者・学生等のニーズを満たす体系的な研修となっているか。 ア 幅広い又は希望に即した品目・技術等を取り扱い、地域の農業者・学生等のニーズを満たす体系的な研修となっている。	4

イ 地域の農業者・学生等のニーズをある程度満たす研修となっている。	2
⑨ 他の地域への波及が期待される研修モデルとなっているか。	
ア 広く波及することが期待できる。	6
イ 一部地域への波及が期待できる。	3
⑩ 新規性・独創性の高い研修モデルとなっているか。	
ア 新規性及び独創性がいずれも高いものとなっている。	6
イ 新規性又は独創性が高いものとなっている。	3
⑪ 研修指導者の確保・育成の目標 地域において継続的・持続的に研修を実施するための指導者の確保・育成の方針が明確に定められているか。	
ア 定められており、効果的な内容となっている。	4
イ 定められており、おおむね効果的な内容となっている。	2
ウ 定められていない。	不選定
⑫ 当該都道府県におけるスマート農業に取り組む経営体の数を目標年次までに拡大する。 ※ 特定の技術等について目標を設定する場合は、本事業において研修を実施する技術等の中から3つ以上を選択し、当該技術の増加率の平均値によりポイントを算定する。	
ア 165%以上	5
イ 155%以上	4
ウ 145%以上	3
エ 135%以上	2
オ 125%以上	1
⑬ 中山間地域におけるスマート農業の普及に有効な研修内容となっている。	2
⑭ スマートサポートチーム（注）との連携等により、スマート農業実証プロジェクト等で得られた成果を有効に活用し、地域に普及させる計画となっている。	1
⑮ 農業者が新たな技術等の導入・実践について相談できる窓口を設置している。	2

注：過去にスマート農業実証プロジェクトに参画した者を含めたスマート農業技術の活用を支援するチーム。

(参照URL：[https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/suishin-kyogikai/smart\\_support\\_list.html](https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/suishin-kyogikai/smart_support_list.html))

(別記3 別紙様式第1号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業  
(スマート農業機械等導入事業) 事業実施計画 (実績報告) 書

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地

取組主体名

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知) 別記3の第5の1の(3) (実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。

記

1 取組主体の概要

取組主体名	
代表者	
住所	
研修実施機関名※	

※取組主体と研修実施機関が異なる場合に記載すること。

2 事業の実施方針

(1) 地域の課題及び事業実施の必要性

--

(2) 新規就農者の育成・確保に向けた取組方針

--

(3) 導入するスマート農業機械等を活用して行う農業教育の概要等

① 農業教育の内容 (研修コース等名、目的、内容、日数・頻度等)
② 研修対象者・年間研修受講者数
③ 導入するスマート農業機械等の活用方針

--

(4) スマート農業機械等の導入・研修の実施により期待される効果

--

3 事業の内容

導入するスマート農業機械等の内容（機械・設備の名称、規格・規模、台数等）				
総事業費（消費税込み） （円）	負担区分（円）			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日（予定）				
備考				

4 研修効果の把握

※実績報告時に記載すること

<p>(1) アンケート結果</p> <p>① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：</p> <p>② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：</p> <p>③ スマート農業に関する理解が深まったと回答した者の割合：</p> <p>(2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕</p> <p>① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：</p> <p>② ①のうち、新規就農者の数：</p> <p>③ <math>② \div ① \times 100</math>：</p> <p>(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕</p> <p>① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：</p> <p>② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：</p> <p>③ ①のうち、新規就農者の数：</p> <p>④ <math>(② + ③) \div ① \times 100</math>：</p> <p>注：スマート農業機械等の導入から、研修実施や進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。</p>
--

5 添付書類

- (1) 見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- (2) 農業機械及び農業設備の規模算定根拠
- (3) 研修実施機関の概要
- (4) 財産管理台帳の写し（実績報告時のみ）
- (5) 高度化プラン ※新規就農者育成総合対策実施要綱別記4の別紙様式第5号の別添様式第1号は、スマート農業を活用する者について記載する。
- (6) その他参考となる資料

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類のうち「(3) 研修実施機関の概要」については、当該概要をウェブサイトにおいて閲覧することが可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより、当該書類の添付を省略することができる。

(別記3 別紙様式第2号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業  
(スマート農業機械等導入事業) 都道府県事業実施計画 (実績報告) 書

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知) 別記3の第5の1の(3) (実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。

記

※ 別添様式第2号により、都道府県管内の計画をまとめた表 (取組主体名、スマート農業機械等の設置場所、導入するスマート農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日)などを記載すること。

(別添様式第2号)

## スマート農業研修教育環境整備事業のうちスマート農業機械等導入事業 都道府県事業実施計画（実績報告）

### 1 都道府県内取組主体の事業実施計画（実績報告）の総括表

番号	取組主体名 (研修教育機関)	スマート農業機械等の 設置場所	導入するスマート農業機械等の内容 (名称、規格・規模、台数等)	総事業費 (円)	負担区分(円)				仕入れに係る 消費税相当額 (円)	完了 年月日
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
記入例	〇〇県 (〇〇農業高校)	〇〇農業高校 (〇〇市〇〇町)	トラクター(****、2台)、コンバイン(****、2台)、農業用マルチコブター(*****、2台)	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	該当なし	2026年3月30日
1										
2										
3										
都道府県合計										

2 事業完了(予定)年月日： 令和 年 月 日

### 3 添付資料

- (1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記4農業教育高度化事業の別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラン」
- (2) 別紙様式第1号(取組主体から提出のあった実施計画(実績報告))
- (3) 見積書等事業費の根拠となる資料
- (4) 研修実施機関の概要
- (5) その他参考となる資料

(別記3 別紙様式第3号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業  
(スマート農業機械等導入事業) 全国事業実施計画 (実績報告) 書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地  
事業実施主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知) 別記3の第5の1の(3) (実績報告の場合は第5の1の(5))の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。

記

※ 別添様式第3号により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表 (取組主体名、スマート農業機械等の設置場所、導入するスマート農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日) などを記載すること。

## スマート農業研修教育環境整備事業のうちスマート農業機械等導入事業

- 事業実施計画
- 実績報告

実施年度

---

事業実施主体

---

スマート農業研修教育環境整備事業のうちスマート農業機械等導入事業 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業実施計画（実績報告）の概要

区分	総事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

2 都道府県別事業実施計画（実績報告）（取組主体ごとに記載）

番号	取組主体名 (研修教育機関)	スマート農業機械等の設置場所	導入するスマート農業機械等の内容 (名称、規格・規模、台数等)	総事業費 (円)	負担区分 (円)				仕入れに係る 消費税相当額 (円)	完了 年月日
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
記入例	〇〇県 (△△農業大学校)	△△農業大学校 (〇〇市〇〇町)	トラクター (****、1台)、コンバイン (*****、2台)	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	該当なし	2026年3月30日
記入例	〇〇県 (●●農業高校)	●●農業高校 (〇〇市〇〇町)	農業用マルチコブター (*****、1台)	1,000,000	500,000	500,000	0	0	該当なし	2026年3月30日
1										
2										
3										
合計										

2 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

3 その他参考となる資料

(別記3 別紙様式第4号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業  
(スマート農業カリキュラム強化等事業) 都道府県事業実施計画(実績報告)書

番 号  
令和 年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所  
都道府県知事

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の2の(3)(実績報告の場合は第5の2の(6))の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)書を提出する。

記

第1 今年度の事業の実施方針

第2 今年度の取組実施等の体制

※ 謝金を支払う委員等が含まれる検討会を設置する場合に委員会の構成を記載してください。

検討委員等の氏名及び役職	所属等

### 第3 具体的な取組計画（実績）

注1：複数の農業教育機関で同内容の取組を行う場合、「取組内容・実施（予定）時期」欄についてはまとめて記載してもよいが、「実施機関」欄には取組を行う全ての農業教育機関の名称を具体的に記載し、どの農業教育機関が何の取組をするのか、明確に記載すること（県内農業高校6校のうち3校などと書かないこと。）。

注2：「使用経費等」については、取組内容ごとかつ別表1の補助対象経費の区分ごとに詳細に記載すること。

#### （1）カリキュラムの強化

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	[教育コース名] [教育対象者・予定受講数] [実施期間（研修時間数）] [カリキュラムの内容]  ※ 本欄の〔カリキュラムの内容〕には、別記3の第5の1に基づき導入するスマート農業機械等の活用方法を記載する等、カリキュラムの強化とスマート農業機械等の導入との関係も記載すること。	合計 円 （うち国費 円）

#### （2）eラーニングの導入

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	※ 本欄には、別記3の第5の1に基づき導入するスマート農業機械等の活用方法を記載する等、eラーニングの導入とスマート農業機械等の導入との関係も記載すること。	合計 円 （うち国費 円）

### 第4 本年度事業で目指す（得られた）効果及び事業の改善点

--

### 第5 研修効果の把握

※ 実績報告時に記載すること。

（1）アンケート結果 ① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合： ② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合： ③ スマート農業に関する理解が深まったと回答した者の割合：
---

(2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕

- ① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：
- ② ①のうち、新規就農者の数：
- ③  $② \div ① \times 100$ ：

(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕

- ① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：
- ② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：
- ③ ①のうち、新規就農者の数：
- ④  $(② + ③) \div ① \times 100$ ：

注：進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

## 第6 その他

## 第7 事業完了（予定）日

令和 年 月 日

## 第8 添付資料

- (1) 別添様式第4号
- (2) 高度化プラン ※新規就農者育成総合対策実施要綱別記4の別紙様式第5号の別添様式第1号はスマート農業を活用する者について記載する。
- (3) 事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- (4) 環境負荷低減のチェックシート
- (5) その他取組内容の参考となる資料

(別添様式第 4 号)

事業収支計画（報告）書

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する 経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(1) 教育カリキュラムの強化				
(2) eラーニングの導入				
合 計				

(別記3 別紙様式第5号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業  
(スマート農業カリキュラム強化等事業) 全国事業実施計画 (実績報告) 書

番 号  
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地  
事業実施主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知) 別記3の第5の2の(3) (実績報告の場合は第5の2の(6)) の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。

記

※ 別添様式第5号の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表 (都道府県名、総事業費、取組メニューごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日など) を記載すること。

# スマート農業研修教育環境整備事業(スマート農業カリキュラム強化等事業)

□事業実施計画

□実績報告

実施年度

---

実施主体

---

スマート農業研修教育環境整備事業（スマート農業カリキュラム強化等事業） 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業実施計画（実績報告）の概要

区分	総事業費（円）	負担区分	
		うち国庫補助金（円）	
都道府県事業費			
事務等経費			
合計			

2 都道府県別事業実施計画（実績報告）

番号	都道府県	総事業費 （円）	負担区分								その他（円）	
			国庫補助金（円）									
			合計	農業教育機関における 教育カリキュラムの強 化	農業教育機関における e-ラーニングの導入							
記入例	〇〇県											
1												
2												
3												

3 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

4 その他参考となる資料

(別記3 別紙様式第6号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業  
(農業者スマート農業リ・スキリング支援事業) 都道府県事業実施計画(実績報告)書

番 号  
令和 年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記3の第5の3の(4)(実績報告の場合は第5の3の(6))の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画(実績報告)書を提出する。

記

第1 今年度の事業の実施方針

第2 今年度の取組実施等の体制

※ 謝金を支払う委員等が含まれる検討会を設置する場合に委員会の構成を記載してください。

検討委員等の氏名及び役職	所属等

### 第3 具体的な取組計画（実績）

注1：複数の農業教育機関で同内容の取組を行う場合、「取組内容・実施（予定）時期」欄についてはまとめて記載してもよいが、「実施機関」欄には取組を行う全ての農業教育機関の名称を具体的に記載し、どの農業教育機関が何の取組をするのか、明確に記載すること。

注2：「使用経費等」については、取組内容ごとかつ別表1の補助対象経費の区分ごとに詳細に記載すること。

※ 別添様式第3号も記載すること。

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	ア 推進会議の開催	合計 円 (うち国費 円)
	イ 研修の実施	合計 円 (うち国費 円)
	ウ 研修環境の整備	合計 円 (うち国費 円)
	(ア) スマート農業機械等の導入又は改良	合計 円 (うち国費 円)
	(イ) スマート農業技術を導入するハウスのリノベーション	合計 円 (うち国費 円)
	(ウ) スマート農業研修のためのほ場の設置	合計 円 (うち国費 円)
	(エ) スマート農業研修のためのICT環境の整備	合計 円 (うち国費 円)
	(オ) スマート農業研修コンテンツの作成・利用	合計 円 (うち国費 円)
	(カ) その他研修の円滑な実施に必要な取組	合計 円 (うち国費 円)
	エ 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組	合計 円 (うち国費 円)
	合計	円 (うち国費 円)

### 第4 本年度事業で目指す（得られた）効果及び事業の改善点

--

第5 その他

--

第6 事業完了（予定）日

令和 年 月 日

第7 添付資料

- (1) 別添事業収支計画（報告）書
- (2) 高度化プラン ※新規就農者育成総合対策実施要綱別記4の別紙様式第5号の別添様式第1号は不要とする。
- (3) 別添様式第6号
- (4) 事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- (5) 機械、設備、機器等を導入する場合はカタログ、見積書等
- (6) 環境負荷低減のチェックシート
- (7) その他取組内容の参考となる資料

(別添)

事業収支計画（報告）書

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
ア 推進会議の開催 イ 研修の実施 ウ 研修環境の整備 (ア) スマート農業機械等の導入又は改良 (イ) スマート農業技術を導入するハウスのリノベーション (ウ) スマート農業研修のためのほ場の設置 (エ) スマート農業研修のためのICT環境の整備 (オ) スマート農業研修コンテンツの作成・利用 (カ) その他研修の円滑な実施に必要な取組 エ 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組				
合計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。  
2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。  
3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。  
4 都道府県内に実施機関が複数ある場合は、「合計」欄に実施機関ごとの合計と都道府県の合計を併せて記載してください。

(別添様式第 6 号)

農業者スマート農業リ・スキリング支援事業

1 取組体制

取組体制名 (あれば)	
代表者	
住所	
構成員	
研修実施機関名	

2 成果目標

(1) 成果目標年度                      令和                      年度

(2) 成果目標

研修テーマ	成果指標	基準値 (注) 令和●年度	目標の達成状況			目標値 令和● 年度
			事業実施年度 令和●年度	翌年度 令和●年度	翌々年度 令和●年度	
スマート農業	スマート農業技術を活用する農業経営体の数					

注：「基準値」には、事業実施年度の前年度における値を記載すること。なお、農業経営体の実数値を把握できない場合には、導入機械の台数等から農業経営体の数を推計し、把握できる導入機械の台数等と推計値とを併記すること。

### 3 研修計画（取組実績）

#### （1）営農類型ごとの目指すべき生産・経営モデル

※ 営農類型ごとに、導入するスマート農業技術等の種類、導入により見込まれる効果等を記載すること。営農類型は、「水田作」、「畑作」、「露地野菜」、「果樹・茶」、「花き」、「施設園芸」、「畜産」、「その他の品目」及び「品目共通」から適宜選択すること。

--

(2) 研修内容

営農 類型	技術等の内容	研修内容	対象者			定員（受講者数）			実施時期／回数／ 時間	場所	講師	スマート農業機械等 の調達方法 ※スマート農業機械 等を利用する場合の み記載
			農業者	学生	その他	農業者	学生	その他				
計（延べ人数）												
計（実人数）												
水 田 作	自動操舵システム	（これまでの取組） ・・・										
		（事業実施年度における取組） ・・・										
	直進アシスト付き 田植え機											
	水管理システム											
	ドローン											
	リモートセンシング											

※ 記載は例示なので、入力に当たって削除すること。

※ 「研修内容」には、第5の3の(9)のキに記載した実施形態が分かるように記載すること。

(3) 指導者の育成に関する方針（状況）

※ 研修を実施する指導者の現状、育成の目標及び目標達成に向けた取組方針（状況）を記載。

(4) 受講後に対するフォローアップ体制

※ 研修を受講した農業者が技術等を円滑に導入・活用できるようにするための相談体制、関係機関の役割等を記載。

(5) 研修モデルの波及性、新規性及び独創性に関する考え方

※波及性、新規性及び独創性に関する考え方は、以下の点を踏まえて記載すること。

- ・波及性：事業実施地区の取組を参考に、都道府県内の他の地域においても類似の研修等が実施できるものとなっているか。
- ・新規性：事業実施地区において、これまで類似の研修等を実施していないものとなっているか。
- ・独創性：他の地域を含め、類似の研修等が見られないものとなっているか。

(別記3 別紙様式第7号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業  
(農業者スマート農業リ・スキリング支援事業) 全国事業実施計画 (実績報告) 書

番 号  
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地  
事業実施主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知) 別記3の第5の3の(4) (実績報告の場合は第5の3の(6))の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画 (実績報告) 書を提出する。

記

※ 別添様式第7号により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表 (都道府県名、総事業費、取組メニューごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日など) を記載すること。

## スマート農業研修教育環境整備事業のうち農業者スマート農業リ・スキリング支援事業

- 事業実施計画
- 実績報告

実施年度

---

実施主体

---

スマート農業研修教育環境整備事業のうち農業者スマート農業リ・スキリング支援事業 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業実施計画（実績報告）の概要

区分	総事業費（円）	うち国庫補助金（円）
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

2 都道府県別事業実施計画（実績報告）

番号	都道府県	総事業費 （円）	負担区分										その他（円）	
			国庫補助金（円）											
			合計	推進会議の開催	研修の実施	スマート農業機械等の導入又は改良	スマート農業技術を導入するハウスのリノベーション	スマート農業研修のためのほ場の設置	スマート農業研修のためのICT環境の整備	スマート農業研修コンテンツの作成・利用	その他研修の円滑な実施に必要な取組	新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組		
記入例	〇〇県													
1														
2														
3														

3 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

4 その他参考となる資料

(別添)

## 環境負荷低減に向けた具体的取組内容

### 第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「環境負荷低減のチェックシート」（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

### 第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の各取組主体は、環境負荷低減のチェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の各取組主体は、事業実施計画書中の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体は経営局長に、各取組主体は都道府県に提出すること。  
また、実績報告の際は、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体から環境負荷低減のチェックシートを収集し、地方農政局長等に提出すること。
- 4 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、当該チェックシートを経営局長に提出すること。
- 5 環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

### 第3 主な環境関係法令の遵守

第4の1の各取組主体は、環境負荷低減のチェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

#### (1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

#### (2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）等

(別記3 別紙参考様式)

環境負荷低減のチェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名: _____
組織名・代表者氏名: _____
住所: _____
連絡先: _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	<input type="checkbox"/>		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて> ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。				⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
				⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には (該当しない ) にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。